

再生可能エネルギーを推進 住宅用太陽発電の設置を支援

2013

7



町では、住宅用の太陽光発電システムを新たに設置される人に対し、設置費用の一部を予算の範囲内で補助しています。 ※すでに太陽光発電システムを設置している場合は、対象外となります。必ず工事着工前に申請してください

補助金額：太陽電池モジュールの公称最大出力 1KW
あたり 3 万円とし、9 万円を限度

詳しい条件や申請書等は、環境政策課までお問い合わせください。

人と自然がつくる楽しいまちーあみ

●主な項目●

広報あみ

- フレンドリータウンデイズ 2013『阿見の日』… 2
- まい・あみ・まつり 2013 の催し … 3
- 平成 24 年度下半期財政事情 …16
- 平成 25 年度町職員採用試験案内 …17
- 町国際交流協会十五年目の歩み …18
- 交通安全教室等の指導者派遣 …24

URL <http://www.town.ami.ibaraki.jp/> E-MAIL ami@town.ami.lg.jp

鹿島アントラーズ FC フレンドリータウンデイズ 2013 『阿見の日』



企画財政課企画係 ☎888-1111 (221・222)

8月17日(土)

J1 リーグ第 21 節 VS アルビレックス新潟
午後 6 時 30 分キックオフ
県立カシマサッカースタジアム

■試合へのご優待・ご招待

町内に在住・在勤・在学の人を対象に、指定席またはサポーターズシートに 1,000 円でご優待します。また、中学生以下と 65 歳以上の人、ファンクラブ会員は無料でご招待します。7 月から役場（商工観光課・企画財政課など）、中央公民館、各地区公民館・ふれあいセンターで『チケット引換券』を配布します。

当日は、この『チケット引換券』と町内に住・在勤・在学を証明できるものを持参のうえ、下図の阿見町チケットブースにお越しください。指定席は先着順となります。

▼引換開始:午後2時から

■カシマスタジアム見学ツアー

普段立ち入ることのできないピッチ・ウォーミング UP ソーン・ミュージアムなどスタジアム内を鹿島アントラーズ FC のスタッフがご案内します。

▼対象:町内に住・在勤・在学の人

▼募集人数:20 人(定員を超えた場合は抽選)

▼申込期間:7 月 30 日(火)まで(必着)

▼申込方法:往復はがきに必要事項(代表者の氏名・住所・電話番号・参加者氏名)を記入のうえ、下記に郵送する。ご家族の人数、または 5 人まで申込可。後日結果を通知します

▼郵 送 先:〒 300-0392 阿見町中央一丁目 1 番 1 号 阿見町役場企画財政課あて

▼集合時間:午後 3 時 15 分

▼集合場所:スタジアム見学ツアー集合場所(下図参照)

※入場チケットが必要となりますので、チケット引換後に集合してください

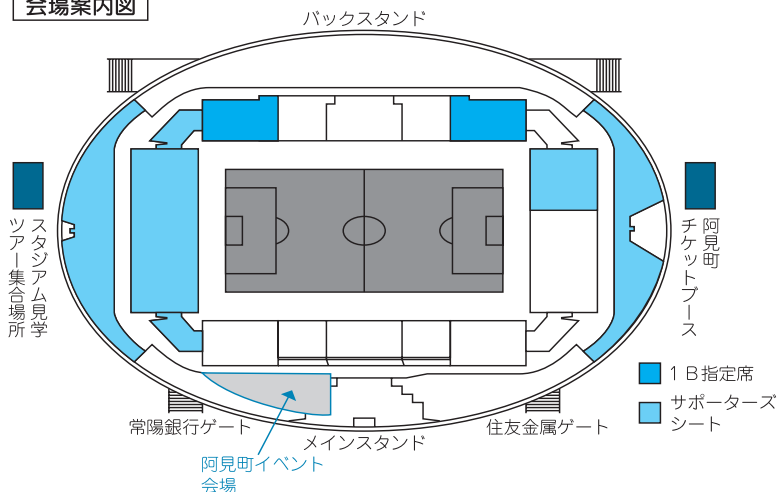
▼所要時間:約 40 分

▼注意事項:小学生以下のお子さまは保護者の人の同伴が必要となります



少年少女サッカー教室のときの柴崎選手

会場案内図



■町 PR イベント『まい・あみ・マルシェ』開催

当日、スタジアム内 1 階メインスタンドコンコースの「阿見町イベント会場」において、特産品販売や芸能披露などの阿見町 PR イベントを実施します。
ぜひご来場ください。

※イベント参加時の不可抗力によるけがなどについては責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください

まい・あみ・まつり 2013 実行委員会からのお知らせ

実行委員会事務局 ☎888-1111 (173)

■ ■ ■ ■ ステージでの催し ■ ■ ■ ■

8月3日(土)

ジュニアフェス 午後3時～4時30分 子どもたちが、歌や踊りなど多彩な芸を披露します。個性あふれる子どもたちの演技をお楽しみください。

アミューズフェス 午後5時～7時 町内の達人たちがとっておきの芸を披露します。さまざまな芸を存分にお楽しみください。

常陸陣太鼓 午後7時30分～8時 陸上自衛隊武器学校の有志が結成した『常陸陣太鼓』。迫力ある太鼓の音と鮮やかなパチさばきをお楽しみください。

8月4日(日)

ダンスフェス 午後2時ごろ 元気いっぱいパワフルなダンスをお楽しみください。

まい・あみアンバサダーオーディション 2013 午後2時40分ごろ 18歳以上の阿見町大好き人間が集まります。その中から、アンバサダー(大使)を3人選びます。ご期待ください。

キャラクターショー 午後3時30分ごろ ソーランドラゴンによるヒーローショーと握手会をお楽しみください。

おおい大輔オンラインライブ 午後5時ごろ 歌手のおおい大輔と阿見町在住で平成24年度『第45回日本作詩大賞』最優秀新人賞を受賞した作詩家の広瀬ゆたかによる歌とトークをお楽しみください。

地域振興ショー・芸能ショー 午後5時30分ごろ 柴田知美・nozomi ガール・NEed・メアリーデイズ・ストーリー・ミラクルひかる・ノブ&フッキーのショーをお楽しみください。

※各催しの開始時刻は変更になる場合がありますので、ご了承ください

■ ■ ■ ■ ストリートでの催し ■ ■ ■ ■

8月3日(土)

町内の神輿・山車 子ども神輿:午後3時巡行・大人神輿:5時30分巡行 はんでん姿の老若男女が町内自慢の神輿を担ぎ上げ、山車を引き、威勢のよい掛け声を響かせます。

8月4日(日)

ソーランドラゴン 午後2時5分ごろ ソーランドラゴンによるストリートの舞!

よさこいソーラン 午後3時～4時45分 町内各団体の踊り子が鮮やかで息のあった舞を披露します。昨年に引き続き大旗がゆれるフラフショーも披露されます。ご期待ください!

盆踊り 午後5時30分～6時45分 町内の団体・企業からなる踊り手が練習の成果を披露します。今年もリバイバルした昔懐かしの『阿見音頭』と『新阿見音頭』との2曲構成になります。

■ ■ ■ ■ ステージ部会からのお知らせ ■ ■ ■ ■

ステージ式典部会のボランティア募集

▼日時:8月2日(金)午前8時～5日(月)

▼内容:ステージの事前準備、片づけ、ステージ運行の手伝いなど

▼申込方法:7月19日(金)までに、電話または直接上記に申し込む

■ ■ ■ ■ クリーン3か条にご協力を! ■ ■ ■ ■

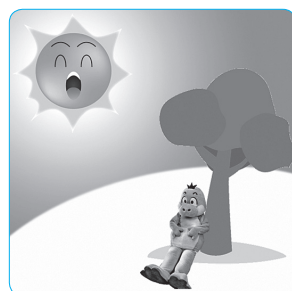
まい・あみ・まつりクリーン3か条にご協力をお願いします。

1. 私は、ごみの持ち帰りに協力します
2. 私は、ごみを指定の場所以外には捨てません
3. 私は、ごみを見つけたら指定の場所に捨てます

■ 熱中症にご注意を! ～熱中症は適切な対策をすれば予防できます～

熱中症の予防法

- ① 体調を整える! 特に睡眠不足や風邪ぎみなど、体調の悪い時は炎天下での長時間の活動は控え、無理をしないで早めに休憩をしましょう。
- ② こまめに水分・塩分補給する! 夏場は汗と一緒に塩分も失われます。体温調整が十分でない、子ども・高齢者・障害者の人は、ご注意ください。
- ③ 服装に注意する! 通気性の良い服を着て、外出時にはきちんと帽子をかぶりましょう。



▲こまめに水分補給を!

各種予防接種 はお済みですか？



麻しん風しん混合

麻しん風しんの混合予防接種は、第1期（1歳～2歳未満）と第2期（年長児）の2回の接種が必要です。全国で風しんの患者報告数が、昨年の同時期（平成25年4月中旬時点）の約30倍と急増しています。麻しんや風しん予防のために、まだ接種がお済みでない人は、早めに接種を受けてください。

▼接種対象期間

第1期：1歳～2歳未満の1年間

第2期：平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれのお子さんと就学前の1年間（平成25年4月1日～平成26年3月31日まで）

日本脳炎

日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例をきっかけに、平成17年度から平成21年度まで日本脳炎の予防接種のご案内を行いませんでした。

その後、新しいワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになっています。

▼接種対象者

平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれで、日本脳炎の予防接種1期・2期の接種が終わっていない人は20歳までの間、接種を受けることができます。母子健康手帳を確認し、日本脳炎の予防接種が不足している場合は、接種を受けてください。

▼日本脳炎予防接種の標準的な受け方（参考）

		接種年齢	接種回数・間隔
1期初回	1回	3歳～4歳	6日～28日の間隔をおいて2回接種
	2回		
1期追加		4歳～5歳	1期初回接種後、おおむね1年おいて1回接種
2期		9歳～13歳未満	1期追加のおおむね5年後に1回

※9歳を過ぎた人は、2期の接種を受けることができます

『ヒブ』『小児用肺炎球菌』『子宮けいがん』

平成25年4月1日から定期予防接種になりました。接種年齢内の方は、接種が無料で受られます。

▼ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種年齢

生後2か月～5歳未満（標準的な接種開始年齢は2か月～7か月）

▼子宮けいがんワクチン接種年齢

小学6年生～高校1年生に該当する女性（標準的な接種者は中学1年生の年齢に該当する女性）

※ワクチン接種による重篤な副反応があった事例が報告されていることから、平成26年6月現在、子宮けいがんワクチンの接種を積極的にはお勧めしていません。接種を希望する場合は、主治医と相談のうえ、ワクチンの有効性と副作用が起こるリスクを理解したうえで受けるようにお願いします。

予防接種の受け方

予防接種協力医療機関に事前に予約をし、接種の際は『予防接種予診票』『母子健康手帳』『保険証』を持参してください。お手元に予診票がない場合は、予診票を発行しますので保護者が母子健康手帳と印鑑を持参のうえ、健康づくり課窓口にお越しください。

※転出間際の予防接種を予定されている方は、下記にお問い合わせください

不妊治療費助成事業

不妊治療を受けている夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため治療費の一部を助成します



町不妊治療費助成事業

体外受精顕微授精（特定不妊治療）の治療費が、県不妊治療費助成事業の補助金額を超えているものに対し、さらに町からも治療費の一部を助成します。

▼**内容** 1回の治療につき、県不妊治療費助成事業による助成金の額を引いた残りの額に対して、5万円（治療区分により2万5千円）を限度に、1年度目は年3回まで、2年度目以降は年2回を限度に通算5年間（通算10回まで）助成します

▼**対象** 次のすべての要件に該当している人

- ① 県不妊治療費助成事業補助金の交付を受け、さらに治療費がそれを上回っているもの
- ② 法律上の婚姻をしている夫婦で、夫または妻のいずれか一方が特定不妊治療の終了日において町内に1年以上住所を有する

▼**申請方法** 県の不妊治療費補助金交付決定を受けた後、必要書類を持参のうえ健康づくり課に申請する

▼**必要書類**

- ▼町不妊治療費補助金交付申請書（健康づくり課窓口で受け取る）
- ▼県不妊治療費補助金交付決定および額の確定通知書の写し
- ▼県不妊治療費助成事業受診等証明書の写し（県に提出前に複写をとっておく）
- ▼住民票謄本の写し ※同一年度内2回目以降の申請の場合は、身分証明書の写しでも可
- ▼医療機関発行の領収書（原本を提出していただき、確認後返却）

▼**問い合わせ** 健康づくり課保健予防係（総合保健福祉会館内）☎888-2940

県不妊治療費助成事業

県は、体外受精・顕微授精を受けた人（平成25年度内に治療が終了した人）に治療費の一部を助成します。

▼**内容** 1回の治療につき15万円（治療区分により7万5千円）まで。1年度目は年3回まで、2年度目以降は年2回まで、通算5年間（通算10回まで）助成します

▼**対象** 次のすべての要件に該当している人

- ① 法律上の婚姻をしている夫婦で、夫または妻のいずれか一方が県内に住所を有する
- ② 夫および妻の前年の所得の合計額が730万円未満である（詳細は下記へご確認ください）
- ③ 県が指定する医療機関において実施した治療である

▼**申請方法** まずは所得要件や申請書類などの確認のため、申請前に下記までご相談ください。治療・支払いの後に、保健所に必要書類を添えて申請する

▼**必要書類**

- ▼県不妊治療費補助金交付申請書
- ▼県不妊治療費助成事業受診等証明書
- ▼医療機関発行の領収書
- ▼住民票謄本（交付日から3か月以内のもの）
- ▼夫および妻の所得（課税）証明書（控除の記載があるもの）各1通

▼**問い合わせ** 土浦保健所健康増進課☎821-5398

不妊に関する県の相談窓口『不妊専門相談センター』

不妊治療を実施している産婦人科医師・泌尿器科医師・カウンセラー・助産師が県内2か所において無料で相談（完全個別面接式）をお受けしています。詳細は、下記ホームページでも確認することができます。

▼**電話予約先**：県産婦人科医会☎029-241-1130（月曜日～金曜日：午前9時～午後3時）

▼**ホームページ**：<http://www.ibaog.jp>

8月から新しくなります

後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼自己負担割合の判定

区 分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割	本人または同一世帯内の被保険者の住民税の課税所得が145万円以上である ※文中『現役並み所得者』参照
一般	1割	上記以外

※所得の変更により、負担割合が変わることがあります

被保険者証の更新

後 期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日までとなっており、8月から更新となります。また、『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証』についても、8月から更新となります。

後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は毎年7月31日までとなっております。新しい被保険者証は7月下旬に郵送します。医療機関での自己負担割合には『1割』と『3割』があり、

▼被保険者証

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成26年 7月31日	
被保険者番号	
被 住 所	
保 氏 名	
險 生 年 月 日	
者	
資格取得年月日	
発 効 期 日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 8 4 4 3 9 茨城県後期高齢者医療広域連合

前年の所得をもとに判定され、毎年8月1日からの1年間の負担割合が決まります。後期高齢者医療保険料の納め忘れがありますと、8月以降の被保険者証の有効期限が短くなることがあります。まだ納付されていない人は、お早めにお納めください。※有効期限を過ぎた古い被保険者証は、国保年金課窓口までご返却いただくか、切り刻むなどして各家庭の責任で処分してください。現役並み所得者・同一世帯に住民税課税所得が145

万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人です。ただし、被保険者の総収入合計が2人以上で520万円（1人の場合383万円）未満の場合は、申請することにより『一般』の区分と同様となり、1割負担となります。また、後期高齢者医療制度に移行することによって被保険者が1人となり、現役並み所得者となった場合は、住民税課税所得145万円以上かつ収入383万円以上で同一世帯の70歳以上75歳未満の人を含めた収入合計が520万円未満の場合は、申請することにより『一般』の区分と同様となり、1割負担となります。

▼限度額適用・標準負担額減額認定証

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
被保険者番号	
被 住 所	
保 氏 名	
險 生 年 月 日	
者	
発 効 期 日	
有 効 期 限	平成26年 7月31日
適 用 区 分	
長期入院該当年月日	保 險 者 印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 8 4 4 3 9 茨城県後期高齢者医療広域連合

世帯全員が住民税非課税の人には、『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、認定証）』が交付されます。この認定証を医療機関に受診する際に提示することで、医療費が1か月の自己負担限度額（保険診療分）までとなります。また、入院時の食事代が減額されます。なお、申請した月の初日から適用されます。有効期限は毎年7月31日までです。現在認定証をお持ちの人で8月以降も引き続き該当になる人は、申請が不要になり、被保険者証に同封されて郵送されます。新規該当者には申請のお知らせを郵送します。

認定証の更新

後期高齢者医療制度の 保険料と納め方



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼保険料と賦課限度額

$$\text{保険料(年額)} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

(100円未満切捨て)

均等割額: 定額 39,500 円

所得割額: 所得から計算 (総所得金額等※ - 33 万円) × 8.0%

賦課限度額(年額) = 55 万円

(どんなに所得の高い人でも保険料の上限は年額 55 万円です)

※総所得金額等とは、『年金収入－公的年金控除』『給与収入－給与所得控除』『事業収入－必要経費』等で、各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額)も総所得金額等に含まれます

▼均等割額の軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が次の場合	軽減割合
33 万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入 80 万円以下の世帯 ※その他各種所得がない場合	9 割
33 万円を超えない世帯	8.5 割
33 万円 + 「24 万 5 千円 × 世帯の被保険者数(被保険者である世帯主を除く)」を超えない世帯	5 割
33 万円 + 「35 万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	2 割

※収入が公的年金のみの人は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が 330 万円以下は 120 万円)を差し引き、65 歳以上の人は、さらに高齢者特別控除(15 万円)を差し引いて判定します

※複数の年金を受給している人は、優先順位の高い年金が特別徴収対象年金になります。例えば、厚生年金と共済年金を受給している場合、厚生年金が優先順位の高い年金になります

※年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

▼受給している年金が年額 18 万円未満の人
▼年度途中で後期高齢者医療制度に加入した人
※年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

■均等割軽減

『世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額』が

■保険料の軽減措置

後期高齢者医療制度の保険料は、2 年ごとに見直され、個人ごとに算定して、定額の『均等割』と所得に応じて計算される『所得割』の合計となります。

■所得割軽減

基礎控除後の総所得金額等が 58 万円以下の人は、所得割額が 5 割軽減されます。

左表に該当する場合は、保険料の均等割部分が軽減されます。
※軽減判定の注意: 世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合も、世帯主の総所得金額等は軽減判定の対象になります

■被扶養であつた人の軽減

後期高齢者医療制度の加入日の前日において、被用者保険(全国健康保険協会・旧政府管掌・組合保険・船員保険・共済組合)の被扶養であつた人は、均等割額が 9 割軽減され、所得割額の負担はありません。
※国民健康保険・国民健康保険組合の加入者であつた人は該当しません

■保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料の納め方は、▼特別徴収…年金から引かれる方法 ▼普通徴収: 納付書や口座振替により納める方法の 2 通りがあります。

原則として特別徴収となりますが、次に該当する人は普通徴収となります。

▼介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料の 1 回あたりの合計が、1 回あたりの年金支給額の 2 分の 1 を超える人

▼受給している年金が年額 18 万円未満の人

▼年度途中で後期高齢者医療制度に加入した人

※年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

※複数の年金を受給している人は、優先順位の高い年金が特別徴収対象年金になります。例えば、厚生年金と共済年金を受給している場合、厚生年金が優先順位の高い年金になります

8月から 更新です

国保税 納めて安心 わが家の健康

国保

お問い合わせは…

国保年金課国保係

☎888-1111(131~133)

▼国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日 平成 年 月 日	
記号	番号
世帯主	住所
氏名	氏名
氏名	生年月日
一部負担金の割合	年 月 日
発効期日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	080580 茨城県 阿見町

▼国民健康保険限度額適用認定証

国民健康保険限度額適用認定証	
交付年月日	
記号	番号
世帯主	住所
氏名	氏名
氏名	生年月日
発効期日	年 月 日
有効期限	年 月 日
適用区分	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	* * 0 8 0 5 8 0 茨城県稲敷郡 阿見町

▼限度額適用認定証の交付対象者

高額な医療を受ける人	保険証とあわせて医療機関に提示するもの	事前申請
国民健康保険 70歳未満の人	限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証	必要
70歳から74歳の非課税世帯の人	高齢受給者証と限度額適用・標準負担額減額認定証	必要
70歳から74歳の課税世帯の人	高齢受給者証	不要

国 保から交付されている以下の受給者証や認定証は、毎年7月31日までの有効期限となっており、8月から更新となります。

自己負担割合の判定方法

●国民健康保険高齢受給者証

70歳から74歳の国保加入者に交付されるもので、70歳になられた月の翌月(1日生まれの人は当月)から高齢受給者証を使用します。現在交付されている受給者証の有効期限は7月31日までです。新しい受給者証は7月中旬にお送りします。前年中の所得に応じて自己負担割合が記載されています。

▼2割(平成26年3月31日まで1割)…住民税課税所得が145万円未満の人(一般)

※現役並み所得者と判定される所得であっても、該当者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合、申請により2割(平成26年3月31日まで1割)負担となる場合があります。該当する人には通知を送ります。

※70歳から74歳の人(現役並み所得者を除く)の自己負担割合は、平成26年3月末まで1割に据え置かれます

▼3割…住民税課税所得が145万円以上の人(現役並み所得者)

※現役並み所得者と判定される所得であっても、該当者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合、申請により2割(平成26年3月31日まで1割)負担となる場合があります。該当する人には通知を送ります。

※標準負担額減額認定証が交付されてから90日以上入院して

医療費が高額なときは

●限度額適用認定証

国保加入者が高額な医療を受けた際に、一つの医療機関での1か月の医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

▼交付条件…所得申告がされている

▼国保税に未納がない

※70歳から74歳の住民税課税世帯の人は、「高齢受給者証」を提示することで限度額の適用が受けられますので、申請は不要です

●標準負担額減額認定証

入院時の食事が軽減される認定証で、住民税非課税世帯が対象となります。

※標準負担額減額認定証が交付されてから90日以上入院して

いる人は、申請により食事代がさらに軽減されます。詳しくはお問い合わせください

●認定証の更新について

8月以降の更新および新規交付を希望する人は、8月中に申請してください(7月から申請できます)

▼必要なもの…申請する人の国保の保険証・印鑑

※別世帯の人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証(運転免許証等)もあわせて持参してください

国民年金

ご利用ください

『免除』・『猶予』制度

第1号被保険者で保険料を納めるのが困難なときは、未納のままにせず、国保年金課で手続きを。

国保年金課国民年金係 ☎ 888-1111 (136-137)

経

済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合には、申請により免除・猶予となる制度があります。申請手続きは、国保年金課またはうずら出張所で『国民年金保険料免除・納付猶予申請書』に必要事項を記入して届出ください。後日、日本年金機構が前年の所得などを審査して結果（承認・却下）をお手元に通知します。平成24年度の受付は7月31日（水）までです。また、平成25年度の受付は7月1日（月）からとなります。

■保険料免除制度

『全額免除』・『4分の3免除』・『半額免除』・『4分の1免除』の制度があります。

●対象

「本人」・「配偶者」・「世帯主」のそれぞれの前年所得などが定められた基準に該当する人

※失業・倒産・事業の廃止・天災—などにより承認される場合もあります

※4分の3免除・半額免除・4分の1免除は社会保険料等の控除額によって変わります

●承認されると

7月から翌年6月まで、保険料の全額・4分の3半額・4分の1—の納付が免除されます

※4分の3免除・半額免除・4分の1免除は、残りの額を期限内に納付しないと未納期間扱いとなりますので、忘れずに納付してください

■若年者納付猶予制度

免除が該当しない場合でも、30歳未満の人に限り利用できる制度です。

●対象

30歳未満の国民年金第一号被保険者で、「本人」・「配偶者」のそれぞれの前年所得などが定められた基準に該当する人

※失業・倒産・事業の廃止・天災—などにより承認される場合もあります

●承認されると

7月から翌年6月まで保険料の納付が猶予されます

■手続きに必要なもの

▼年金手帳または基礎年金番号のわかるもの（納付書など）▼認印（本人が署名する場合不要）▼失業などを理由とするときは、「雇用保険受給資格者証」・「雇用保険被保険者離職票」・「雇用保険被保

険者資格喪失確認証」—などの写し▼今年、町へ転入した人は前年の所得状況『各種控除内容（社会保険料控除・医療費控除等）も記載されているもの』を証明するもの▼前年所得がある人は、前年所得を証明するもの

※保険料免除・若年者納付猶予を申請する人で、「配偶者」・「世帯主」が該当する場合、該当するすべての人の書類が必要になります

■継続申請

申請時の希望により、翌年度以降継続して免除（猶予）の審査ができます。

ただし、失業等を理由として承認された人や、4分の3免除・半額免除・4分の1免除を承認された人は、毎年申請が必要です。

■追納しましょう！

免除・納付猶予の承認を受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納める（追納）ことができます。ただし、3年度目以降に追納する場合、当時の保険料に加算金がつきますので、お早めの『追納』をおすすめします。

▼ここが違う！『免除・納付猶予』と『未納』

項 目	年金額への算入	受給資格期間への算入	障害・遺族年金受給資格期間への算入	保険料の追納
全額免除	2分の1	あり	あり	10年以内なら可
4分の3免除	8分の5	あり	あり	10年以内なら可（2年以内に残りの額を納付しないと未納と同じ扱い）
半額免除	4分の3	あり	あり	
4分の1免除	8分の7	あり	あり	
若年者納付猶予	なし	あり	あり	10年以内なら可
未納	なし	なし	なし	2年以内なら可

追納の問い合わせ
土浦年金事務所
☎ 824-7121

ご存じですか？ 各種支援制度

『障害者福祉サービス』

障害福祉課（総合保健福祉会館内） ☎888-2943

障害者福祉

町では、障害がある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています（主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります）。これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により介護保険が優先されるものがあります。

障害者総合支援法によるサービスを希望される場合は、18歳以上の人は本人（配偶者を含む）が住民税非課税、生活保護の場合利用料はありません。それ以外の人については原則1割の負担ですが、利用料が負担にならないように、上限額制度が設けられています。18歳以下の児童については世帯で判定し、住民税非課税世帯・生活保護世帯の場合利用料はありません。それ以外の世帯については18歳以上と同じようになります。各福祉手当は、所得制限があるものもありますので、詳しくは障害福祉課までご相談ください。

■手帳制度

●身体障害者手帳

視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・肝機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能——に継続する障害のある人を対象に交付されます。

●療育手帳

知的に障害のある人が援助を受けやすくするために交付されます。

●精神保健福祉手帳

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある人が医療や福祉の支援を受けやす

くするために交付されます。

■障害者総合支援法

平成25年4月から『障害者自立支援法』が一部改正され、法律の名称が『障害者総合支援法』に変更されました。障害者の範囲に『難病等』が加わり、国の指定する130の難病等の人も、障害区分認定等の手続きを経て、必要と認められた障害福祉サービスを受けられることになりました。

●自立支援給付

身体・知的・精神に障害のある人が、ホームヘルパー派遣等介護系サービスの利用、就労移行支援などの訓練系サービスの利用、障害者支援施設の通所および入所を希望され

る場合、町からサービスの支給決定を受けた後で、指定支援事業者・施設と契約を結んでサービスを利用できます（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

●補装具の交付・修理

身体障害者手帳の交付を受けている人または難病等（国が定める130疾患）の人に、その障害の程度に応じて補装具の交付・修理を行います。義眼・つえ・補聴器・義肢・下肢装具・車いす——などが対象です（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

●自立支援医療

精神通院：精神に疾患のある人が、その治療を受けるための医療費を助成します
更生医療：身体障害者手帳の交付を受けている人に、障害を軽減・回復するために行う治療を受けるための医療費を助成します（角膜・心臓・関節形成手術・血液透析などが対象になります）

●育成医療：町在住の18歳未満で手術等によって身体上の障害および疾患の改善が見込まれる児童に対して、医療保険による自己負担額の一部を助成します

町からサービスの支給決定を受けた後で、指定支援事業者・施設と契約を結んでサービスを利用できます（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

■福祉手当の支給（平成25年4月現在）

在宅の重度障害者（児）に、各種の福祉手当を支給します（障害の程度・所得額などに一定の条件があります）。

●特別障害者手当

20歳以上で著しく重度の障害があり、常時特別な介護が必要な人に対し、手当を支給します。月額26260円。

●障害児福祉手当

20歳未満で重度の障害がある児童に対し、手当を支給します。月額14280円。

●特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護・養育する父母などに対し、手当を支給します。

1級：月額50400円

2級：月額33570円

●在宅心身障害児福祉手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護する父母などに対し、手当を支給します。月額5000円。

●難病患者福祉手当

県から『一般特定疾患医療受給者証』の交付を受け治療を受けている人に、手当を支給します。在宅で町に住民登録があり、生活保護を受けていない人が対象です（毎年度申請が必要）。月額3000円。

税金・公共料金などの減免

障害者手帳の交付を受けている人が対象です（一定の条件があります）。

▼所得税・竜ヶ崎崎税務署 ☎ 0297-6611303

▼住民税・軽自動車税・役場税務課 ☎ 888-1111

▼普通自動車税・土浦県税事務所 ☎ 822-7208

▼NHK放送受信料の減免・障害福祉課で証明を受ける必要があります

▼各種割引
身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人が対象です。

▼タクシー料金の割引・県内でタクシーを利用した際、手帳を運転手に提示すると料金が1割引になります

▼JR運賃・バス運賃・航空運賃の割引・割引の対象には、一定の条件があります。割引率も各交通機関で異なりますので、各交通機関にお問い合わせください

▼有料道路料金の割引・身体障害者本人が運転する自動車または重度の身体・知的障害者を乗せて介護者が運転する自動車は、通行料金が割引されます。利用する

際には、障害福祉課で割引証明を受ける必要があります

町地域生活支援事業

利用にあたっては、障害者手帳を取得しているなど、一定の条件があります。また、税金の滞納がある人（世帯）は、利用できない場合があります。サービスによっては利用者負担があります。

相談支援事業

障害者（児）のさまざまな相談に応じ必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援および成年後見制度の利用支援事業を行います。

コミュニケーション支援事業

聴覚障害者などへの手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

日常生活用具の給付・貸与

日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害者などに日常生活用具を給付・貸与します（介護保険制度が優先。障害の種類・等級など一定の条件があります）。

移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出など、社会参加のための外出の際の移動を支援します。

地域活動支援センター事業

通所により創作的活動の提

供等および社会との交流の促進を行い、社会復帰の支援を行います。

訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な重度の身体障害者に対し、週2回を限度として入浴車を派遣し、入浴の支援を行います（介護保険制度が優先されます）。

日中一時支援事業

介護者の都合などにより障害者（児）を一時的に介護できなくなった場合、施設で一時的預かりを行います（利用制限があります）。

生活サポート事業

自立支援給付の支給に該当しない人について、家事などの日常生活支援を行います（利用制限があります）。

自動車運転免許取得費補助事業

身体障害者手帳（1～4級）を交付されている人が、就労を目的に免許を取得する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します。

自動車改造費補助事業

上肢・下肢・体幹機能障害で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人が、就労などに伴い、自ら運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します。

福祉タクシー利用料金助成事業

身体障害者手帳1・2級または、療育手帳④・Aおよび精神保健福祉手帳1・2級の所持者でかつ自立支援受給者証の交付を受けている人で自動車の減免を受けていない人が、通院のために利用するタクシーの初乗り料金相当分を助成します。年間36枚（じん臓障害で慢性透析療法を受けている人は年間60枚）の利用券を交付します。

知的障害者探索支援サービス事業

療育手帳の交付を受けている知的障害者の探索を必要としている家庭などに通報装置（GPS装置）を貸与します。

重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業

重度の障害者（児）の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成します。

身体障害者健康診査事業

在宅で常時車いすを使用している、脊椎損傷・脳性まひ・脳血管疾患などにより身体障害者手帳を交付されている人に対し、健康診査を行います。

施設入所・入院中の人、1年以内に同様の検査を受け

た人は対象になりません。検査内容・実施予定日などは『広報あみ』でお知らせします（例年2月に実施します）。

精神障害者デイケア事業

回復期にあり病状が安定している精神障害者で主治医の許可を得られる人に、集団生活指導（デイケア）を行っています。毎月第1・3金曜日の午前9時30分～11時30分まで行っています。

つぼみ教室

小学校就学前の障害を有する児童の早期療育を支援するために、日常生活における基本動作や機能訓練を行うとともに、保護者の人への相談・助言などを行います。

対象の人は、親子で通所が可能な心身に障害を有する小学校入学前の児童および心身に障害を有する未就学児童の保護者の人です。

視覚障害者卓球教室

スポーツに親しむ機会の少ない在宅の視覚障害者の人たちが、運動を通じて身体の維持増強を図りながら互いの交流を深め、社会参加の促進を図ります。対象の人は、視覚に障害を有する人になります。

65 歳以上の皆さんへ 介護保険料の 納付について

普通徴収の人は 7 月に納付書が発送されます

社会福祉課介護保険係 ☎888-1111 (164・165)



65 歳以上の人の介護保険料

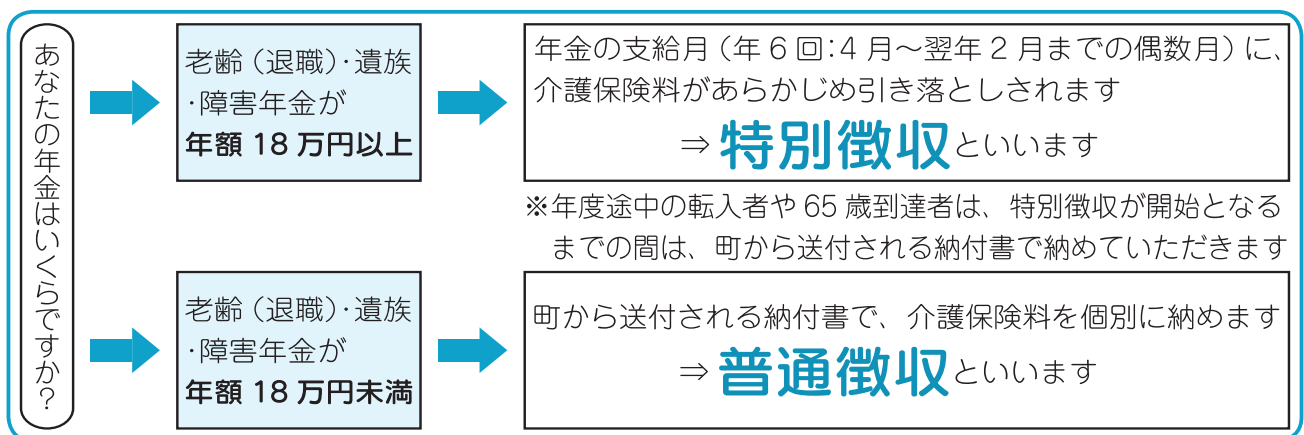
皆さんに納めていただく介護保険料は、『特別徴収』と『普通徴収』の 2 種類の方法により徴収しています。

保険料は、介護保険を運営するための大切な財源となります。誰もが安心して介護サービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解・ご協力をお願いします。

区 分	対 象	年間保険料
第 1 段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者（町民税非課税世帯）	26,400 円
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入と合計所得の合計が 80 万円以下	26,400 円
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で、上記以外	39,600 円
第 4 段階 （軽減措置）	本人が町民税非課税で、同一世帯に課税者がいて、課税年金収入と合計所得の合計が 80 万円以下	43,800 円
第 4 段階	本人が町民税非課税で、同一世帯に課税者がいて、上記以外	52,800 円
第 5 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円未満	66,000 円
第 6 段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が 200 万円以上	79,200 円

保険料の納め方

65 歳以上の人の介護保険料の納め方は 2 種類（特別徴収・普通徴収）あり、受給している年金の額によって納付の方法が異なります（年金を受給されていない人は、すべて普通徴収となります）。



■ お支払いでお困りの人は

特別な事情もなく保険料を滞納すると、介護サービス利用時に、滞納した期間に応じて給付制限を受けることがあります。お支払いでお困りの人は、分割納付の制度もありますのでご相談ください。

また、次のような保険料の軽減制度もあります。

● 生計が困難な人の減額

世帯全員が住民税非課税で、世帯の年間収入・預貯金・資産等が一定の要件に該当する場合

● 災害などによる減免

災害などの特別な事情により、お支払いが一時的に困難となった場合

● 問い合わせ：社会福祉課介護保険係 ☎888-1111 (164・165)

低所得者等の 自己負担額軽減

軽減を受けるには申請が必要です！

社会福祉課介護保険係 ☎888-1111 (164・165)



介護保険 3 施設（ショートステイを含む）での居住費（滞在費）・食費は利用する人が全額負担することになっていますが、所得の低い人の負担が重くなり過ぎないように、利用者負担段階に応じて負担を軽減しています。軽減を受けるには申請が必要です。 ※グループホーム・有料老人ホームでのご利用はできません

負担軽減の対象となる人は？

利用者負担段階が、下記の『第 1 段階』～『第 3 段階』に該当する人です。

利用者負担 第 1 段階	▶住民税が世帯非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ▶生活保護を受けている人 ▶境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人）
利用者負担 第 2 段階	▶住民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間で 80 万円以下の人 ▶境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人）
利用者負担 第 3 段階	▶住民税が世帯非課税で、利用者負担第 2 段階に該当しない人 ▶境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人） ▶利用者負担第 4 段階で、下記の『特例減額措置』を受けられる人
利用者負担 第 4 段階	▶世帯内に住民税を課税されている人がいるが、本人が住民税非課税の人 ▶本人が住民税を課税されている人

※利用者負担第 4 段階で『特例減額措置』を受けられる人

利用者負担第 4 段階の人は、『特定入所者介護（支援）サービス費』の対象とはなりません。しかし、高齢夫婦世帯などで一方が施設に入所し、居住費・食費を負担することで生計が困難になるなど一定の要件を満たし、申請により認められた人は、利用者負担第 3 段階と同様の『特例減額措置』を受けることができます。詳しくは社会福祉課までお問い合わせください。

申請からサービスの利用まで

●社会福祉課窓口で申請します

施設サービス（ショートステイを含む）を利用して、利用者負担段階が『第 1 段階』『第 2 段階』『第 3 段階』に該当する人は、社会福祉課窓口で『介護保険負担限度額認定申請』を行ってください。



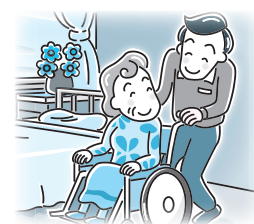
●『介護保険負担限度額認定証』が交付されます

申請すると『介護保険負担限度額認定証』が送付されます。要支援の人と要介護の人とは同じ様式です。居住費と食費とに分けず、1 枚で両方に対応します。制度が始まる前から施設に入所している『旧措置入所者』の人には、別の認定証が発行されます。認定証の有効期限は 1 年間（7 月 1 日～翌年 6 月 30 日）です。



●サービスを利用するとき、認定証を提示しましょう

認定証を事業者に提示することで、限度額の範囲内の自己負担になります。



現在認定証をお持ちの人は、**6 月 30 日で有効期間が満了**になります。引き続き軽減を希望する人はお早めに社会福祉課で更新手続きをしてください。

なお、更新以外の申請も随時受け付けていますので、詳しくは社会福祉課までお問い合わせください。

なくそう

高齢者への虐待

高齢者の虐待を地域で防ごう

社会福祉課高齢福祉係 ☎888-1111 (161・163)

高 齢者が住み慣れた環境の中で、意思が尊重され、尊厳を持って生活することとはとても大切なことです。

しかし、高齢者を介護している人の孤立や介護疲れ、ストレスが原因による高齢者への虐待が社会問題になっています。高齢者虐待のことを知り、見守り、気づくことで、虐待の起こらない地域づくりをお願いします。

虐待とは何か？

何が虐待かは、人によって考え方がまちまちかもしれません。しかし、皆さんに虐待を発見していただくためには、次の5つを「虐待」と捉えることが重要になります。

① 身体的虐待

暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為。

▼具体的な例：▽平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる
▼ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体を拘束・抑

制する——など

② 介護・世話の放棄・放任

意図的であるか結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

▼具体的な例：▽入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮ふが汚れている
▼水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある
▼室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
▼高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり使わせない
▼同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置する——など

③ 心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的・情緒的苦痛を与えること。

▼具体的な例：▽排せつの失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる
▽どなる、ののしる、悪口を言う
▽侮辱を込めて子どものように扱う
▼高齢者が話しかけているのを意図的に無視する——など

④ 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

▼具体的な例：▽排せつの失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
▽キス、性器への接触、性的関係を強要する——など

⑤ 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

▼具体的な例：▽日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない
▼本人の自宅等を無断で売却する
▼年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する——など

虐待の防止と早期発見のために

高齢者への虐待は、虐待を行っている人に自覚がなかったり、虐待を受けている高齢

者本人が家族に遠慮したり、世間体を気にしたりして、虐待の事実がわかりづらいことがあります。また、高齢者虐待防止法では、『虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、市町村の相談窓口に通報しなければならぬ』と定められています。

虐待の背景には、高齢者本人と養護者・家族との人間関係、過重な介護負担、認知症介護の困難、地域社会での家族の孤立などさまざまな問題があり、往々にしてそれらが絡み合っています。1人で悩まず、ご相談ください。

相談や通報をお願いします

町および町地域包括支援センターでは、虐待の通報や相談を受けた場合、高齢者の状況を確認し、さまざまな関係機関と連携して家族や高齢者本人に必要な支援を行います。

● 社会福祉課高齢福祉係 ☎888-1111 (161・163)

● 町地域包括支援センター (町社会福祉協議会内) ☎887-8124

子育てを応援します

梅雨が明けると、いよいよ夏本番です。プールや水遊びなどが楽しめる季節になりますね。

今回の子育てシリーズは、0・1・2 歳児の生活についてと地域子育て支援センターについてお届けします。今月は0・1・2 歳児の「食事」と「遊び」についてご紹介します。

25
子育て



食事について

子どもが初めて出会う食事は離乳食です。離乳食は、食べる楽しさやおいしさを経験する大切な一歩です。赤ちゃんの目を見ながら「おいしいね」などの言葉をかけ、1 さじずつゆっくりと食べられるようにするとよいですね。

あせらず急がず、嫌がるときは無理強いせず、様子を見ながら赤ちゃんのペースに合わせて進めるとよいでしょう。

1 歳～2 歳になると、食欲が増し、味覚も発達してきます。食べ物に好き嫌いが出てくるのもこの時期です。「これはどんな味がするのかな？」などと声をかけながら、いろいろな食品や味に興味を持たせていきたいですね。

また、大好きな家族と一緒に食べることで「食べてみたい」という気持ちもわいてきます。食べる意欲を育てるために、親子で体を動かして遊び、お腹がすくリズムを作りましょう。



遊びについて

子どもにとって遊びは、「人と遊ぶ楽しさ」「人と関わる喜び」を味わえるものです。身近な大人や物など、周りにあるものすべてが遊びの対象になります。

子どもは、「いないいないばあ」遊びが大好きです。相手の顔が隠れて目の前の人が見えなくなっても、すぐに出てきて安心します。繰り返し遊ぶことで、人への安心感・信頼感が育まれていきます。

友達と一緒に遊ぶようになると、おもちゃの食べ物や食器を並べ、「いただきます」や「ごちそうさま」と食べるまねをして、「これはなに?」「〇〇よ」と言葉のやりとりを楽しみながら、興味や関心を広げていくようになります。また、歩行がしっかりしてきた子どもは、大人が追いかけると「つかまらないぞ」と走り、体を動かす楽しさを経験します。

子どもは遊びを通して、体も心も成長し友達との関係も育んでいきます。生活のすべてが成長につながる乳幼児期の大切な遊びを、大人も一緒に楽しんでいきましょう。



各保育所・保育園についての問い合わせ：児童福祉課 ☎888-1111 (168)

町の財政状況を公表します

平成 24 年度下半期

財政事情

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、平成 24 年度下半期（平成 25 年 3 月 31 日現在）の各会計予算の収支状況等をお知らせします。

なお、一般会計および特別会計の収支状況は、平成 25 年 3 月 31 日までに発生した債権や債務を整理するための出納整理期間（平成 25 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの 2 か月間）における収入支出は含まれませんので、決算額（最終確定額）とは一致しません。

企画財政課財政係 ☎888-1111 (223・224)

■一般会計

（単位：千円・％）

歳 入				歳 出			
区 分	予算現額	収入済額	収入割合	区 分	予算現額	支出済額	支出割合
町 税	7,203,025	7,096,478	98.5	議会費	156,467	152,541	97.5
地方譲与税	199,200	190,173	95.5	総務費	1,622,762	1,314,422	81.0
地方消費税交付金	433,000	431,607	99.7	民生費	4,354,158	2,939,653	67.5
地方特例交付金	29,177	29,177	100.0	衛生費	1,298,872	1,000,808	77.1
地方交付税	888,724	1,137,940	128.0	農林水産業費	248,946	137,910	55.4
分担金及び負担金	203,735	198,096	97.2	商工費	144,657	133,820	92.5
使用料及び手数料	254,054	228,449	89.9	土木費	3,375,455	1,382,863	41.0
国庫支出金	2,228,661	1,363,373	61.2	消防費	682,532	619,085	90.7
県支出金	1,001,081	332,788	33.2	教育費	3,249,793	1,884,053	58.0
繰入金	73,247	73,246	100.0	災害復旧費	1	0	0.0
繰越金	1,449,820	1,449,820	100.0	公債費	1,325,671	1,188,057	89.6
諸収入	569,240	410,289	72.1	諸支出金	902,603	902,583	100.0
町 債	2,657,500	1,548,000	58.3	予備費	12,793	0	0.0
その他	184,246	185,382	100.6				
合 計	17,374,710	14,674,818	84.5	合 計	17,374,710	11,655,795	67.1

■特別会計

（単位：千円・％）

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	5,424,390	4,801,479	88.5	4,593,079	84.7
公共下水道事業	2,070,818	712,140	34.4	1,118,205	54.0
土地区画整理事業	239,608	367,117	153.2	191,201	79.8
農業集落排水事業	171,111	50,734	29.6	133,835	78.2
介護保険	2,377,816	1,927,887	81.1	2,169,651	91.2
後期高齢者医療	683,502	332,618	48.7	659,379	96.5
合 計	10,967,245	8,191,975		8,865,350	

※予算現額（一般会計および特別会計）：当初予算額に 4 月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額
※会計それぞれの性質および事業の内容により、その執行状況が異なります

■公営企業会計（水道事業）

（単位：千円・％）

区 分	予算現額	執行済額	執行割合
収益的 収入	983,053	996,678	101.4
収益的 支出	983,053	893,208	90.9
区 分	予算現額	執行済額	執行割合
資本的 収入	341,895	339,176	99.2
資本的 支出	710,412	688,347	96.9

※収益的：事業の管理・運営に関する収入および支出をいいます
※資本的：施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます
※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんします
※消費税・地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債

（単位：千円）

区 分	年度末現在高
一般会計	12,397,751
特別会計	8,838,832
公共下水道事業	7,424,694
土地区画整理事業	171,531
農業集落排水事業	1,242,607
公営企業会計（水道事業）	1,009,247
合 計	22,245,830

●一時借入金

なし

※出納整理期間（平成 25 年 4 月・5 月）における借入額を含みます
※平成 24 年度上半期まで特別会計に計上していた土地区画整理普通会計債分は一般会計に計上します

■基金の現在高

（単位：千円）

区 分	年度末現在高
財政調整基金	3,552,300
減債基金	373,100
その他の基金	2,219,510
国民健康保険支払準備基金	180,000
公共下水道整備基金	100
農業集落排水事業債減債基金	100,733
介護給付費準備基金	1
土地開発基金（現金）	3,600
合 計	6,429,344

平成25年度(平成26年 4月1日付採用予定) 町職員採用 試験案内

■試験区分・採用予定人数
下表①のとおり。

●受験資格
健康状態が正常で、募集区分ごとに次の要件を満たすこと(町外居住者も受験できます)。

●一般事務職
▼学歴 高等学校卒業以上の学歴を有する人、または平成26年3月卒業見込の人
▼年齢 昭和38年4月2日以降に生まれた人

※阿見町では、行政課題の複雑化・多様化・専門化の進展に適切かつ迅速に対応するため、新規卒業者を募集するとともに、民間企業等の職務経験で培われたコスト意識・経営感覚・高い専門性・柔軟な発想力などを有する人材を求めます(特に必要としている職務経験の事例:情報処理、土木設計・施工管理など)

●一級建築士
▼学歴 一級建築士の資格を有する人で、民間企業等において、一級建築士(正社員等)

として建築関係の設計・施工管理等の職務経験を5年以上有し、これを証明できる人(経験年数計算の基準日は平成25年6月30日現在)
▼年齢 昭和38年4月2日以降に生まれた人

●栄養士
▼学歴 栄養士の資格を有する人、または平成26年3月までに資格取得見込の人
▼年齢 昭和38年4月2日以降に生まれた人

●保育士
▼学歴 保育士の資格を有する人、または平成26年3月までに資格取得見込の人
▼年齢 昭和63年4月2日から平成8年4月1日に生まれた人

■欠格事項
次のいずれかに該当する人は受験できません。

▼日本国籍を有しない人
▼成年被後見人または被保佐人
▼禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人

▼本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人
▼日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他団体を結成し、またはこれに加入した人

●申込方法
総務課に申込書を1部提出。受験料不要。受験申込者には受験票を交付します。

■試験の方法
試験は、1次試験・2次試験および身上調査とし、2次試験は1次試験の合格者に対してのみ行います。身上調査は受験資格の有無および申込書記載事項の真否について調査します。試験の内容・期日・場所等は下表②③④のとおり。

■給与
給与は、町職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されます。例えば、学校卒業直後に採用された場合は下表⑤のとおり。

■受験手続・受付期間

●申込用紙の請求

▼申込用紙は総務課に直接または郵送で請求してください

▼郵送で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して90円切手を貼った返信用封筒(12cm×23.5cm)および最終学歴(見込含む)・希望職種氏名生年月日住所・電話番号を明記した書類を必ず同封してください

●申込期間

▼7月1日(月)～31日(水)
※土・日・祝日を除く

▼午前8時30分～午後5時15分

▼郵送は7月31日(水)必着

●申込方法

総務課に申込書を1部提出。受験料不要。受験申込者には受験票を交付します。

①試験区分・採用予定人数

試験区分	採用予定人数	職務内容
一般事務職	7人程度	一般事務
一級建築士	1人程度	建築関係(設計・施工管理等)業務
栄養士	1人程度	栄養関係業務
保育士	2人程度	保育業務

②1次試験

試験方法		択一式および作文の筆記試験。作文は主に文章表現力等についての試験(※)
試験区分・科目	A(大学卒)	公務員として必要な大学で履修した程度の一般的知識・知能。社会科学・人文科学・自然科学・判断推理・文章理解(英語を含む)・数的処理・資料解釈
	B(短大・高校卒など)	公務員として必要な高等学校で履修した程度の一般的知識・知能。国語・社会・理科・数学・判断推理・文章理解(英語を含む)・数的処理・資料解釈

③2次試験

口述試験	個別面接による主に人物についての試験
実技試験等	保育士:保育に必要なピアノ等の実技試験
身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかの検査

④試験日・試験場および合格者の発表

区分	1次試験	2次試験
期日	9月22日(日)	11月上旬ごろ
試験場	茨城大学(水戸市文京2丁目1番1号)	1次試験合格者に通知します
合格者の発表	10月中旬ごろ、本人に通知します	12月中旬、本人に通知します

⑤新卒者給料

職種	初任給(平成25年4月現在)		
	高校卒	短大卒	大学卒
一般事務職	140,100円	152,800円	172,200円
一級建築士		152,800円	172,200円
栄養士		152,800円	172,200円
保育士		152,800円	172,200円

▼学校卒業後一定の経験年数がある人は、上記金額に一定額が加算されます
▼給料のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・期末・勤勉手当が支給されます

※ 1次試験の合否判定は筆記試験のみで判定し、作文は2次試験の合否判定資料とします

問い合わせ 〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号 総務課職員係 ☎888-1111 (211・212)

町民による町民のための地域国際交流の充実を目指して

町国際交流協会

十五年目の歩み

町国際交流協会は、設立後15年目を迎え、姉妹都市・友好都市交流および町内地域交流それぞれに町民の皆さまのご協力を得て、有意義な交流が推進されました。

米国スーペリア市との姉妹都市交流では、昨年の震災の影響で順延されていたスーペリア市使節団19人（市民6人・学生11人・引率2人）が8月上旬に来町し、大部分の人は町内の家庭にホームステイしながら、阿見中学校との交流をはじめ、町ボーイスカウトとの交流、英語絵本の読み聞かせ、茶道・吹き矢・着物着付け体験、まい・あみ・まつりのみこし体験・盆踊りへの参加などを通じて町民との交流を深めました。また、この時に、スーペリア市で6月に発生した洪水被害に対して、約26万円の義援金が贈呈され、現地で復旧支援に活用され大変喜ばれました。

また、中国柳州市との友好都市交流では、8月上旬に阿見町中学生親善大使11人を派遣し、学生は一般家庭にホームステイしながら、中国での生活・文化体験、人と人との交流を通じて、心に残る有意義な経験をしました。

一方、地域在住の外国人との交流は、国際親善花見会にはじまり、ハッピータイム、まい・あみ・まつりへの参加、日本文化体験ツアー（桜田門外の変ロケセット・お菓子夢工房・茨城空港）、フイリピン料理とタイ料理を作りながらの料理交流会、世界文化紹介（オランダ編）、外国人のための日本語教室など多くの協会会員および町民の皆さまの参加を得て楽しく交流と支援を行うことができました。また、『さわやかフェア2012』に参加して当協会の活動をPRするとともに、国際農園グループ生産の農作物の販売を行い、収益金を善意銀行に寄付しました。

また、今後の在住外国人への支援強化の一環として、県国際交流協会主催の「外国人のための地域生活アドバイザー育成研修会」や「外国人の法律相談研修会」に参加し、研さんを図りました。

町国際交流協会は、今後ともこれまでの成果を踏まえ、みんなが安心して平和に暮らせる地域社会を目指して、国際交流活動の展開を進めていきます。町民の皆さまのご支援と積極的な参加を引き続きよろしくお願ひします。

姉妹都市米国スーペリア市使節回来町（8月2日～8日）

●英語絵本の読み聞かせ



●阿見ボーイスカウトとの交流でスイカ割り



●スーペリア 360 介護施設で交流



●まい・あみ・まつりで国歌演奏



●青宿のみこしに挑戦



●浴衣の着付けを体験

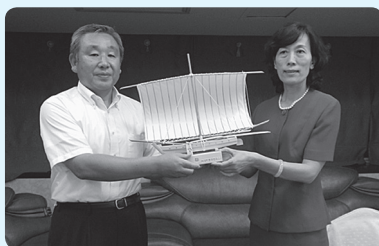


町中学生親善大使 中国柳州市を訪問（8月1日～9日）

●柳州市第12中学校舎前で記念撮影



●町から帆引き船の模型を贈呈



●柳州市特産の奇石をもらいました



平成 24 年度の活動

- 4.5 から▶外国人のための日本語教室前期開講(木曜・日曜クラス)
 4.8 ▶国際親善花見会(170人)
 4.13 ▶理事会
 4.21 ▶総会
 5.17 から▶通訳研修会(第1回~第3回)
 5.27 ▶ハッピータイム(花シュウマイの料理交流/28人)
 6.27 ▶協会広報紙「NOW」43号発行
 8.1~9 ▶町中学生親善大使(学生7人・引率4人)中国柳州市訪問
 8.2~8 ▶姉妹都市米国スーパーリア市使節団(19人/市民6人・学生11人・引率2人)来町
 8.7 ▶スーパーリア市使節団とまい・あみ・まつり2012盆踊りに参加(70人)
 9.23 ▶ハッピータイム(バドミントン交流会/41人)
 10.4 から▶外国人のための日本語教室後期開講(木曜・日曜クラス)
 10.13 から▶初級日本語ボランティア養成講座(計12回)
 10.26 ▶理事会
 10.28 ▶さわやかフェア2012に参加
 11.11 ▶日本文化体験ツアー(52人)
 11.28 ▶協会広報紙「NOW」44号発行
 12.2 ▶外国文化に触れよう(フィリピン・タイ料理交流会/29人)
 H25.2.17 ▶世界の文化紹介(オランダ編、ヴリーリンクさんご夫妻/58人)
 3.9 ▶ハッピータイム(ウォーキング/41人)
 3.19 ▶協会広報紙「NOW」45号発行

●会員募集●

- 対 象 国際交流活動や国際協力に興味・関心がある人なら、どなたでも入会できます。国籍・住所・年齢・性別は問いません
 ※外国語を話せる必要もありません
 会 費 ▼個人・学生会員:一口1,000円(中学生以下500円)▼賛助会員:一口10,000円
 申込方法 協会に備え付けの申込書に必要事項を記入し、会費を添えて申し込む。申込書は協会ホームページからもダウンロード可

町内地域交流

●国際親善花見会(武器学校)



●花シュウマイを作って交流(ハッピータイム)



●まい・あみ・まつり盆踊り(優秀賞)



●さわやかフェア2012で活動PRと農産物の販売



●日本文化体験ツアー(桜田門外の変ロケセット)



●外国文化に触れよう(タイ料理とフィリピン料理で交流)



●世界の文化を知ろう(オランダ編)



●外国人のための日本語教室



スーパーリア市洪水被害へ義援金

8月7日、天田町長からスーパーリア市使節団マイク団長に義援金約26万円が贈呈され、その後の復興支援に有効活用されました。



『教育振興基本計画』 『生涯学習推進計画』

を策定しました

学校教育課総務係 ☎888-1111 (320)

計画策定の目的

教育基本法に基づき、阿見町における教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的計画として『教育振興基本計画』を策定しました。また、これまで培ってきた生涯学習によるまちづくりを継承するとともに、さらに発展させていくために部門別の計画として『生涯学習推進計画』も同時に策定しました。

計画の期間と対象範囲

計画期間は、それぞれ平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とし、将来像や基本目標など 10 年後を見据えた基本構想と、今後 5 年間に取り組むべき施策を示す基本計画を策定することとします。

『教育振興基本計画』の対象範囲は、おおむね教育委員会の所管する施策・事業の範囲とし、『生涯学習推進計画』の対象範囲は、教育委員会の所管する施策・事業のほか、全庁的な生涯学習の理念に基づき、町の全施策・事業の中から生涯学習に係る施策・事業をその範囲としています。

▼計画の期間

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
教育振興 基本計画	基本構想 H25～H34(10年間)									
	前期基本計画 H25～H29(5年間)					後期基本計画 H30～H34(5年間)				
生涯学習 推進計画	基本構想 H25～H34(10年間)									
	前期基本計画 H25～H29(5年間)					後期基本計画 H30～H34(5年間)				

教育振興基本計画の基本理念

学びあい 支えあい 共に輝く人づくり

豊かな自然環境に育まれ培われてきた阿見町の風土・歴史・伝統を踏まえながら、阿見町らしい教育を進め、子どもたちの『生きる力』を育てていくことが求められています。

阿見町の教育は町民すべての手で支えていくとの理念を掲げ、家庭・地域・学校・行政が手を携えて、まちぐるみ・地域ぐるみで育てる教育を推進していきたいと考えます。

基本方向（施策の柱）

1. 未来を拓き生きる力を育てる教育の推進

- ▼阿見町教育理念の普及・啓発
- ▼幼児教育の推進
- ▼確かな学力定着を目指した教育の推進
- ▼時代に対応した教育の推進
- ▼学力を支える教師力の向上
- ▼自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進

2. 豊かな心と健やかな体の育成

- ▼豊かな心を育み命の尊さを伝える教育の充実
- ▼健やかな体の育成
- ▼勤労観・職業観を育てる教育の推進
- ▼生徒指導の充実

3. 社会全体での教育の向上

- ▼開かれた学校づくりの推進
- ▼家庭の教育力の醸成・向上

- ▼地域の教育力の醸成・向上
- ▼誰もが平等に社会参画できる教育の推進

4. 安心・快適で質の高い教育環境の創造

- ▼安全・安心な教育環境の整備・強化
- ▼質の高い教育環境の整備充実
- ▼時代の進展に対応した教育環境の整備

5. 生涯にわたって学べる環境づくり

- ▼生涯学習環境の充実と学習成果を生かした社会参加の推進
- ▼多様な学習機会の充実
- ▼活力ある生涯スポーツの振興
- ▼文化芸術活動の推進、伝統文化の継承

生涯学習推進計画の基本理念

一人いち学習・いちスポーツ・いちボランティア ～ 人 が輝き まち が活きる 学び のまちを目指して ～

生涯学習活動の活性化を図っていくために、町の取り組みはもとより、生涯学習とは、与えられるものではなく、自ら実践するものであること、また、生涯を通して教養を高め、自らを向上させていくことは、自らの人生を豊かにするだけでなく、周りの人たちの学びをサポートすることに繋がり、さらにはまちづくりへの貢献にも繋がることなど、生涯学習とは何かを見つめ直すことが必要です。さらに、生涯学習を取り巻く今日的な課題に的確に対応しながら、国や県の取り組みとの連携を図るとともに、町民・地域・学校・事業所などと町が相互に連携し、情報を共有しあい生涯学習を進めていくことが求められています。

いきいき学びの町を実現するための **7つの基本目標**に沿って各種施策・事業を推進します。

また、いつでも・どこでも・だれでも学ぶことができる、いきいき学びの町を実践していくため、特に重点的に取り組むべき施策・事業を『**重点プロジェクト**』として位置付け、『**届ける**』『**協働する**』『**共有する**』『**高める**』の4つの視点にたって生涯学習を推進します。

基本方向（施策の柱）

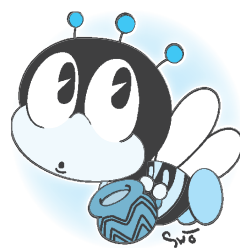
基本目標 1	みんなが学べるしくみづくり----- 学びの環境の充実
基本目標 2	みんなが学べるチャンスづくり----- 多様な学習機会の充実
基本目標 3	みんなで支える学びの土台づくり----- 社会全体で取り組む教育の推進
基本目標 4	みんなの力を生かす意識と人づくり----- 学習成果を生かした社会参加・参画の推進
基本目標 5	みんなが学べる器づくり----- 生涯学習施設の活用
基本目標 6	みんながスポーツに親しめる環境づくり- 活力あるスポーツの振興
基本目標 7	みんながふれあう文化芸術のまちづくり- 文化芸術活動の推進・多文化共生社会の構築

問い合わせ

▼教育振興基本計画に関すること：学校教育課 ☎888-1111 (320) ▼生涯学習推進計画に関すること：生涯学習課 ☎888-2526 ※それぞれの計画は、町ホームページでも確認することができます

ようこそ ふれあい地区館へ

みなさんの参加をお待ちしています！



生涯学習課生涯学習係 ☎888-2526

阿見小学校区ふれあい地区館

- 7月: 創作教室<青少年育成部会>
- 8月: 移動学習<青少年育成部会>
- 9月: 園芸教室<高齢者部会>
- 10月: 移動学習<高齢者部会>
- 11月: 秋季ソフトバレーボール大会<体育部会>
ふれあいイベントまつり<全体事業>
- 12月: ふれあいウォーキング<全体事業>
- 1月: 料理教室<青少年育成部会>
- 2月: ふれあい演奏会
そば打ち教室<女性・成人部会>

事務局担当 村上 英子

創意工夫を試みながら、フルモード・フルパワーで阿見小学校区ふれあい地区館を「楽しい」「元氣な」活動ができるように努めています。
どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ 中央公民館 ☎888-2526

実穀小学校区ふれあい地区館

- 毎週: グラウンドゴルフ練習会 (場所: 実穀近隣公園)
- 7月: 映画会<女性部会>
- 8月: 輪投げ大会<高齢者部会>
自然観察会<青少年育成部会>
- 9月: 三世代交流 (輪投げ大会等)
<成人・体育部会>
- 10月: 体力測定<高齢者部会>
防犯教室<成人部会>
- 11月: ふれあいまつり<全体事業>
- 12月: フラワーアレンジメント教室<女性部会>
- 1月: 健康教室<高齢者部会>

事務局担当 伊藤えり子

感謝に絶えない1年が過ぎ2年目は今まで以上に楽しく、明るく、ひとりでも多くの笑顔に出会えるような、そんなお届け学習のお手伝いをします。
よろしくお願いいたします。

●問い合わせ 本郷ふれあいセンター ☎830-5100

吉原小学校区ふれあい地区館

- 毎月: ボランティア活動 (神社清掃)<高齢者部会>
- 7月: 救急救命法普及講習会<全体事業>
自然観察会 (神田池)<青少年育成部会>
- 8月: 創作教室<青少年育成部会>
- 9月: 認知症サポーター養成講座<全体事業>
三世代交流会 輪投げ・オーバルボール大会<全体事業>
- 10月: イベント『吉原ふれあい広場』
- 11月: 移動教室<青少年育成部会>
- 1月: 映画鑑賞会<青少年育成部会>
- 2月: 合同そば打ち教室<成人・体育部会>

事務局担当 江口 美清

この4月から吉原小学校区ふれあい地区館担当になりました江口です。この事業を通じて、吉原小学校区の皆さまがより心のふれあいを深め、誰もが住みやすい地域社会づくりを推進します。

●問い合わせ 中央公民館 ☎888-2526

本郷小学校区ふれあい地区館

- 毎月: 健康ウォーキング<成人合同部会>
- 7月: 健康講座・認知症予防講座<高齢者部会>
夏休み映画会<青少年育成部会>
- 8月: 自然観察会<青少年育成部会>
- 9月: 三世代交流会<全体事業>
- 10月: 移動学習<高齢者・成人合同部会>
- 12月: ふれあい地区館まつり<全体事業>
- 1月: 名画鑑賞会<高齢者部会>
- 2月: 健康講座<成人合同部会>
おもしろ理科教室<青少年育成部会>

事務局担当 加藤木 司

今年度から本郷小学校区ふれあい地区館担当となりました加藤木です。
いきいきとした楽しい、活力のあるふれあい地区館にしていきたいと思っています。
よろしくお願いいたします。

●問い合わせ 本郷ふれあいセンター ☎830-5100

■ふれあい地区館全体での合同事業

●ふれあいスポーツ交流会(11月)

町民体育館と中央公民館を会場に、ソフトバレーボールと輪投げの2競技で8地区館の交流戦を行います。

●ふれあい演奏会(2月)

中央公民館ロビーに設けた特設ステージに、町内の音楽愛好家の皆さんが中心となって出演します。

●ふれあい地区館事業の詳細については、各ふれあい地区館事務局または生涯学習課 ☎888-2526 までお問い合わせください



君原小学校区ふれあい地区館

- 7月:グラウンドゴルフ大会(実穀地区と合同開催)
＜高齢者部会＞
- 8月:自然観察会＜青少年育成部会＞
- 9月:トライビクス・認知症予防講座
＜スポーツいきいき部会＞
- 10月:ふれあい地区館まつり＜全体事業＞
- 11月:体力測定・健康維持教室＜高齢者部会＞
- 12月:三世代交流昔遊び
＜高齢者・ふれあい交流部会＞
料理教室＜文化学習部会＞
- 1月:ならせ餅づくり＜ふれあい交流部会＞
新春かくし芸大会＜高齢者部会＞
- 2月:移動学習＜文化学習部会＞

事務局担当 藤樫 純子

君原小学校区との出会いが、何よりの宝となりました1年目。2年目の今年は「届ける生涯学習」を実践し、より皆さまとのふれあい・ご縁を大切に活動していきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ 君原公民館 ☎889-1363

舟島小学校区ふれあい地区館

- 毎月:健康ウォーキング
- 7月:三世代交流会＜高齢者・青少年育成部会＞
県女性プラザ講演会＜女性部会＞
- 8月:趣味講座＜女性部会＞
認知症予防講座＜みどりクラブ＞
親子自然観察会＜青少年育成部会＞
- 9月:救命救急講座＜成人・体育部会＞
- 10月:ソフトバレーボール・輪投げ大会
＜成人・体育部会＞
- 12月:おもしろ理科教室＜青少年育成部会＞
- 1月:新春交流会＜みどりクラブ＞
- 2月:料理教室＜女性部会＞

事務局担当 柳生 昌宏

今年度は、それぞれの行政区に出向き、ひとつでも多く『届ける生涯学習』を実践していきたいと思っています。また、多くの皆さまに楽しく参加してもらえるよう努めていきたいと考えています。よろしくお願いいたします。

●問い合わせ 舟島ふれあいセンター ☎840-2761

第一小学校区ふれあい地区館

- 通年:健康体操ステップウェル＜女性部会＞
- 通年:健康づくりウォーキング＜運営委員会＞
- 7月:ショートテニス講習会＜成人部会＞
食育フォーラム＜青少年育成部会＞
- 8月:自然観察会(霞ヶ浦湖畔)＜青少年育成部会＞
認知症予防講座＜高齢者部会＞
- 9月:議会傍聴＜高齢者部会＞
- 10月:ふれあい地区館まつり＜全体事業＞
- 11月:移動学習(公開講演会)＜女性部会＞
ふれあいかくし芸大会＜高齢者部会＞
- 2月:健康づくりハイキング＜成人・体育部会＞

事務局担当 長沼 正大

地区の要望に沿った事業(健康づくりに関する講演・実技・映画など)の実施とウォーキングやステップ・ストレッチなどを取り入れた健康づくりを年間を通じて実施しています。よろしくお願いいたします。

●問い合わせ かすみ公民館 ☎888-8111

第二小学校区ふれあい地区館

- 通年:バドミントン教室＜青少年育成部会＞
- 7月:移動学習＜成人部会＞
- 8月:自然観察会＜青少年育成部会＞
健康教室＜高齢者部会＞
- 10月:ふれあいの集い＜全体事業＞
- 11月:フラワーアレンジメント＜女性部会＞
親子映画会＜青少年育成部会＞
- 12月:しめ縄づくり＜成人部会＞
料理教室＜女性部会＞
- 1月:お楽しみ会＜高齢者部会＞
- 2月:みそづくり教室＜女性部会＞

事務局担当 長南 久嗣

2年目になりました。昨年は不慣れなため、ご迷惑をおかけしましたが、本年は地域の皆さまとの交流を充実させ、ふれあい地区館活動を盛り上げていきます。どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ かすみ公民館 ☎888-8111

交通安全教室等の 指導者派遣

交通防災課交通防犯係 ☎888-1111 (276・277)

町では、交通事故のない町を目指し、交通事故防止と町民生活の安全を確保するため、交通安全教室や交通安全街頭活動などの交通安全対策事業について、警察署・安全協会・交通安全母の会など関係機関と協力し推進しているところです。交通社会発展に伴う交通網の拡大や交通量の増大は、交通事故の増加も懸念されます。事故抑制には交通安全対策をより強く推進していくことが重要です。

そこで、平成 25 年度から、交通安全対策をさらに強化・推進していくため、交通安全教室専門の交通安全教化員 2 人を町で設置し、指導者として派遣します。

また、交通安全活動に限らず、地域の防犯活動にも積極的に協力していきたい考えですので、ぜひともご利用・ご活用いただき、地域の安全・安心なまちづくりを推進していただきたいと思います。

＜櫻井さん＞

趣味：安全運転サイクリング
好きなもの：反射材
好きな言葉：スピード落とせ
メッセージ：夜出歩くときは
反射材！

【交通安全教化員プロフィール】



＜高野さん＞

趣味：安全運転ドライブ
好きなもの：シートベルト
好きな言葉：とび出し注意
メッセージ：車に乗ったら必ず
シートベルト！

●ご利用いただける内容

- (1) 保育所・幼稚園・子供会などの幼児の交通安全教室
- (2) 小学校・中学校・高等学校の交通安全教室や教育活動
- (3) 職場等で行う交通安全教室
- (4) シルバークラブ・高齢者学級などでの交通安全活動
- (5) 会議・研修会などでの交通安全講話
- (6) その他、あらゆる場面での交通安全教育にご協力していきたいと考えています

●費用負担等

- ▼交通安全教化員派遣費用は町が負担します
- ▼必要備品はお互い調整して、必要な限りご用意します

●申込方法

- ①開催日時と開催場所を決定 → ②役場交通防災課へ仮予約 → ③役場交通防災課へ申込書を提出 → ④提出後に教室内容の打合せ → ⑤交通安全教室の実施
- ※申込方法の詳細は町ホームページをご覧ください

●申込等の受付・実施日時

月～金曜日の午前 9 時～午後 4 時 ※土・日・祝日の教室実施については要相談となります

放射線の状況をお知らせします

環境政策課 ☎888-1111 (116)

放射線の定期測定

毎月子ども関連施設を中心に放射線の定期測定を行っています。5月の測定結果については、次のとおりです。
単位：マイクロシーベルト毎時

第 47 回 (測定日 5 月 20 日～ 27 日)													
施設名	屋内 (床上)			屋外 (地上)			施設名	屋内 (床上)			屋外 (地上)		
	0cm	50cm	1m	0cm	50cm	1m		0cm	50cm	1m	0cm	50cm	1m
阿見小学校	0.077	0.085	－	0.088	0.091	－	中郷保育所	0.093	0.090	－	0.091	0.090	－
実穀小学校	0.078	0.085	－	0.124	0.117	－	南平台保育所	0.075	0.071	－	0.099	0.073	－
吉原小学校	0.086	0.085	－	0.131	0.106	－	二区保育所	0.081	0.077	－	0.107	0.106	－
本郷小学校	0.092	0.091	－	0.116	0.088	－	学校区保育所	0.060	0.068	－	0.105	0.083	－
君原小学校	0.071	0.070	－	0.120	0.111	－	あゆみ保育園	0.058	0.057	－	0.110	0.094	－
舟島小学校	0.086	0.080	－	0.102	0.108	－	阿見ひかり保育園	0.091	0.086	－	0.134	0.121	－
阿見第一小学校	0.080	0.089	－	0.097	0.095	－	さくら保育園	0.101	0.080	－	0.070	0.061	－
阿見第二小学校	0.087	0.085	－	0.091	0.098	－	学校区児童館	0.072	0.077	－	0.126	0.096	－
阿見中学校	0.092	－	0.083	0.095	－	0.089	二区児童館	0.083	0.085	－	－	－	－
朝日中学校	0.094	－	0.080	0.097	－	0.091	総合運動公園 (陸上競技場)	－	－	－	－	0.139	0.130
竹来中学校	0.088	－	0.087	0.123	－	0.117	総合運動公園 (野球場)	－	－	－	－	0.094	0.097
霞南至健中学校 ・霞ヶ浦高校	0.100	－	0.088	0.086	－	0.085	霞ヶ浦平和 記念公園	－	－	－	－	0.188	0.187
霞ヶ浦聾学校	0.079	0.083	0.081	0.065	0.057	0.075	ゆりの木公園	－	－	－	－	0.125	0.126
ふたば幼稚園	0.067	0.067	－	0.118	0.117	－	岡崎ふれあい公園	－	－	－	－	0.182	0.169
阿見みどり幼稚園	0.062	0.063	－	0.101	0.095	－	うずらの公園	－	－	－	－	0.081	0.081
荒川沖幼稚園	0.084	0.081	－	0.112	0.097	－	本郷近隣公園	－	－	－	－	0.187	0.190
阿見幼稚園	0.092	0.086	－	0.130	0.117	－	平均値	0.082	0.081	0.084	0.106	0.120	0.132

※自然界からの放射線量を含む値です。また、機器の仕様で ±10% 程度の誤差が生じることがあります

◎シーベルトとは…放射線が人体にどれだけ影響を与えるかを表す単位です
1 ミリシーベルト = 1,000 マイクロシーベルト

町の農畜産物について

町内産農畜産物について、「食品放射能測定システム」により放射性物質の測定を行っています。5月の測定結果については、次のとおりです。

▼放射性セシウムの測定結果 (合計 44 検体)

() 内は測定検体数

項 目	検査品目
不検出	イチゴ、インゲンマメ (2)、ウメ (6)、絹サヤエンドウ、キュウリ (2)、グリーントマト、コカブ、小松菜、サクランボ、ジャガイモ (3)、スイカ (4)、タケノコ、タマネギ、トウモロコシ (2)、トマト (2)、菜の花、フキ (2)、ブロッコリー、メロン、ヤングコーン
基準値内のもの	山椒の実、タケノコ (8)
基準値を超えたもの	該当なし

※「不検出」…「検出限界値」未満であることを表し、おおむね 25 ベクレル毎キログラムになります

※「基準値」…穀類・肉・魚・野菜などの「一般食品」は、100 ベクレル毎キログラムです

◎食品放射能測定システムの申込方法

農業振興課の窓口またはお電話 (☎888-1111 内線 183) でご予約ください。測定は無料です。

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館 ☎891-3344 業務時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

■特別展『空をめざした少年たちー陸軍少年飛行兵と予科練』開催

戦時中、日本の日常生活は戦時色一色に染められ、子どもたちの日常生活も戦争の影響を色濃く受けていました。また、飛行機への関心が高まった時代でもあり、旧日本海軍の“予科練”と陸軍の“少年飛行兵”は子どもたちの人気を二分していました。予科練と同じころに教育がスタートした“少年飛行兵”にも多くの若者が入隊し、特攻隊員となって知覧飛行場などから出撃、若い命を亡くしています。

当時の雑誌や子どもの遊び道具などに見られる飛行兵へのいざない、また、収集されながらこれまで公開される機会が少なかった少年飛行兵の資料を予科練と比較しながら展示することで、当時の少年たちが置かれた状況や、少年飛行兵たちと特攻作戦とのかかわりについて考えていただく展覧会です。

▼期日:7月27日(土)～10月27日(日)

▼場所:予科練平和記念館 20世紀ホール

▼観覧料:大人600円(480円)、小中高生350円(280円)

※()内は20人以上の団体料金。特別展期間中は上記の一律料金となります



▲子犬を抱いた少年兵(陸軍特別攻撃隊第72進部隊隊員)

＜関連企画＞ ※イベントの詳細については、開催間近に再び広報します

▼元少年航空兵講演会(8月10日)

▼対談 陸軍少年航空兵&海軍飛行予科練習生(8月11日)

▼学芸員によるギャラリートーク(複数回)

▼朗読会(9月16日)「少年航空兵からあなたへ～特攻隊員の遺書～」

▼映画鑑賞会(10月14日)「俺は、君のためにこそ死ににいく」(2007年公開:石原慎太郎監督)
「燃ゆる大空」(1940年公開:陸軍航空本部)

■よみきかせ『おはなしおさんぽの会』開催

▼期日:7月13日(土)

▼時間:①午前10時30分～11時30分 ②午後2時～3時

※途中入場自由

▼場所:予科練平和記念館ラウンジ

▼対象:小学生まで ※未就学のお子さまは保護者同伴をお願いします

▼参加料:無料

▼その他:事前予約不要。特に準備していただくものではありません



▲おはなしおさんぽの会

◎学芸員のつぶやき

今年も半年が過ぎようとしています。いつも思うことですが、時が経つのは早いものです。この半年のあいだにもさまざまな出来事が皆さんの身の周りに起きたことでしょう。予科練平和記念館に関係が深い事柄としては、去る5月26日に予科練慰霊祭が雄翔園で行われ、6月10日には阿見空襲で亡くなった皆さまの慰霊祭が法泉寺で行われました。慰霊祭で涙する皆さまを見ると、どんなに時が経ってもまざまざとよみがえる非常に重い一時があることを考えさせられます。まるで空気のように、あることが当たり前のような私たちの平和について、先人が遺してくれた何ものにも代え難い財産であることに気付かされるのです。ふと、自身の足下を見つめ直す機会を大切にしたいものです。

▼予科練平和記念館ホームページ:<http://www.town.ami.ibaraki.jp/yokaren/index.html>

阿見町の地域貢献・ 社会貢献活動団体

町民活動推進課 ☎888-1111 (272) / 町民活動センター ☎888-2051

町民活動センターでは、町内で社会貢献・地域貢献の活動をしている団体情報を募集していますので、お気軽にご相談ください。

「霞帆の会」

霞帆の会は創立 10 余年、阿見町憲章の「知性と教養を高め、文化の香り高い町をつくりましょう」を実践するために日頃の活動を続けています。

その一環として役場やうずら出張所への生け花展示、さわやかフェアでの抹茶接待を行っています。また、今年 3 月に君原公民館において定期チャリティー茶会を開催しました。当日は町長や教育次長を含めて 120 人近いお客さまに楽しんでいただきました。

その茶券代の一部を毎回善意銀行に預託していますが、今回は東日本大震災で大きな被害を受け、今でもご苦勞されている県内の北茨城市大津町へ、阿見町社協を通じて義援金としてお届けしました。北茨城市社協大津支部からは大変ご丁寧なお礼状をいただきました。東日本大震災から 2 年経った今でも、復興まならず不自由な生活を余儀なくされている皆さまのことを忘れてはいけないと思います。私たちにできること、それは被災地の人々のことを忘れないこと、思いやる心、やさしさです。思いやりのある阿見町をみんなでつくっていきましょう。



▲北茨城市社協大津支部に義援金を手渡し様子

問 合 せ 「霞帆の会」代表湯原 ☎887-0527

「楽しい園芸同好会」

楽しい園芸同好会は平成 10 年に発足しました。平成 21 年には、大好きいばらき県民会議主催「花と緑の環境美化コンクール」において茨城県知事賞（フラワーロード部門）をいただくとともに、花いっぱい運動定着化促進事業支援団体に認定され、現在会員は 28 人で活動しています。

ガーデニング委員会等の支援協力のもと、主な活動は、種まきから鉢上げ、花の植え付け等、色彩の目見えにも力を入れています。6 月と 3 月に東京医大前のバイパス沿道わきに幅 4 メートル・長さ 130 メートルに定植したり、役場・保育園・公民館に花苗をポットに入れ配布したりしています。

私たちは種子発芽や苗の成長を見守り、育てる張り合いを共有し楽しんで作業をしています。季節の花を見て少しでも心が癒され、和む気配が感じられるためには、開花が長く、美しく観賞できるように、支える多数の会員が望まれます。ぜひ興味をお持ちの人の参加をお待ちしています。



▲バイパス沿道わきの花壇

活動日時 毎月第 1・第 3 土曜日 午前中

問 合 せ 「楽しい園芸同好会」代表中本 ☎842-9080

阿見町男女共同参画宣言都市記念式典関連事業

記念式典開催 が決定しました



町民活動推進課男女共同参画推進室 ☎888-1111 (271)

11月10日(日)

午後0時30分開場

1時00分開始

会場：県立医療大学大講義室



●男女共同参画とは…

男女共同参画とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することです。

●宣言都市記念式典は…

宣言都市記念式典は、内閣府と阿見町の共催で行なわれ、宣言文の群読、基調講演、作文・標語・ポスター・推進歌の表彰式および推進歌の合唱を実施する予定です。

宣言都市記念式典開催に伴い、男女共同参画推進に関する作文・標語・ポスターおよび推進歌を、9月6日まで募集しています。詳しくは『広報あみ』6月号通常版26ページ、または町のホームページをご覧ください。

この機会に、家庭・学校・地域で男女共同参画について話し合ってみましょう。

《デートDVってなに?》

「デートDV」は大切な人の心や体を傷つけて、二人の関係を壊してしまう行為です。

DV(ドメスティックバイオレンス)とは、相手を自分の思い通りにしようと、夫婦や恋人などの間で起きる行為(暴力・暴言等)のことです。近年は、中高生や大学生などのカップル間でも起きていて、「デートDV」と呼ばれています。

たとえば ①身体的暴力…殴る・蹴る・たたく・物を投げる

②精神的暴力…友達の前で侮辱する・相手の行動をチェックまたは制限する・行動を制限する

③経済的暴力…お金を貢がせる・バイトをさせたりやめさせたりする

④性的暴力…相手が嫌がるのに性行為を無理強いする

問い合わせ 町民活動推進課男女共同参画推進室 ☎888-1111 (271)

〈広告欄〉

住まいのことなら美都住建へ

当社は、注文建築にこだわり、1棟1棟まごころを込めて建築してまいりました。お客様一人一人のご要望や個性を最大限に尊重し、ライフスタイルに合わせた、10年20年先を見据えたご提案をしています。新築・増改築など、お気軽にご相談ください。

建築業知事免許(般-24)第22375号

(株)美都住建 【陶板浴和】阿見町中央1-5-32

TEL.029-842-7196

リフォームのことなら増改築相談員のいる当店へ!!

LIXIL 住宅設備グループ

屋根材 T-ルーフ

美しいデザイン・雨音が静か
軽いから地震に強い
丈夫で優れた耐久性
リフォームにも最適

傷んでる箇所を何とかしたいけど、どんなリフォームをしたらいいのかわからない…
費用はどれ位かかるんだろう…など
住まいのリフォームを計画している方々は様々な問題を抱えていると思います。
増改築相談員は、リフォームに関する専門的な知識・経験を活かし、これらの問題に適切なアドバイスをいたします。お気軽にご相談ください。

茨城県知事免許(4)第5548号

(有)美都ツ和 阿見町中央1-5-32

TEL.029-891-2200

お知らせ

Information

●おわびと訂正

『広報あみ』6月号通常版の5ページ『紹介します！平成25年度の区長さん』において、上島津の区長さんのお名前が『中島凡男』とあるのは『中島凡夫』の誤りです。

おわびして訂正します。

▼問合せ 町民活動推進課町民協働係 ☎888-1111 (272)

■耕作放棄地再生を支援しています

耕作放棄地とは、以前耕地であつたもので、過去1年以上作物が栽培されず、かつ、この数年の間に再び耕作される見込みのない土地を言います。

耕作放棄地は、農業従事者の高齢化、農業後継者の不足、農産物の価格低迷による農業離れの問題などにより、年々増加傾向にあり、町の耕作放棄地面積は485ヘクタールで、町全体の耕地面積の約23%を占めています。このような中、耕作放棄地解消の取り組みのひとつとし

て、『耕作放棄地再生利用交付金』があります。この事業は、国が実施する耕作放棄地再生利用交付金に加え、県と町が合わせて支援をするものです。

▼交付条件 ▼町が耕作放棄地として認定していること ▼10アールあたり10万円以上の再生費用を要すること ▼再生した農地は5年以上耕作すること

▼交付対象 ①荒れた農地の再生作業（障害物除去・深耕・肥料・堆肥の投入）と土壌改良（土づくり） ②土壌改良（土づくり） ※2年目に必要な場合のみ ③営農定着（種苗・資材などの調達） ④農業機械リース・農業用施設の整備・農業体験施設の整備

▼交付額 ①10アールあたり92500円 ②10アール250000円 ③10アール250000円 ④費用の2分の1を助成（耕作放棄地再生面積要件あり）

▼問合せ 農業振興課耕作放棄地係 ☎888-1111 (181・182)

体協だより

●各種大会の結果（敬称略）

●阿見グラウンドゴルフ杯競技大会

期 日	5月9日(木)
場 所	総合運動公園陸上競技場
成 績	▽優勝：増田裕彦▽準優勝：仲川三男▽3位：山田武夫▽4位：岡島俊一▽5位：高岡幸悦 ▽優勝：村山千枝子▽準優勝：大室正子▽3位：村山和子▽4位：黒沢きみ代▽5位：上村貞美

●春季ソフトボール大会

期 日	5月12日(日)・19日(日)
場 所	総合運動公園町民球場
成 績	▽優勝：ペルクラブ▽準優勝：筑見ソフトボールクラブ▽3位：ファーストエリア、ツムラソフトボールクラブ

●町長杯野球大会

期 日	4月14日(日)・28日(日)
場 所	総合運動公園町民球場
成 績	▼Aブロック▽優勝：武器学校▽準優勝：理想筑波▽3位：霞南ベースボールクラブ、三菱化学 ▼Bブロック▽優勝：シックスパディーズ▽準優勝：キングパワーズ

●阿見スポーツ吹矢大会

期 日	5月19日(日)
場 所	町民体育館
成 績	▼二段以下クラス▽優勝：細川知子▽準優勝：飯塚富雄▽3位：平賀訓 ▼三段以上クラス▽優勝：田沼昭宗▽準優勝：中島純代▽3位：青木勝久

■問い合わせ

町体育協会事務局（生涯学習課内）
☎888-2526

●春季テニス大会

期 日	5月19日(日)
場 所	総合運動公園テニスコート、県立医療大学テニスコート
成 績	▼男子シングルス（一般の部）：▽優勝：小林亮▽準優勝：篠塚正洋▽3位：宮内祐輔、野口知直 ▼男子シングルス（シニアの部）：▽優勝：加固満寿男▽準優勝：坂井義和▽3位：伊藤公一、小林尚武 ▼女子ダブルス（1位トーナメント）：▽優勝：喜瀬恵子・竹井美奈子▽準優勝：中村清美・大島あい▽3位：細井美佐・石田藍子 ▼女子ダブルス（2位トーナメント）：▽優勝：大宮あけみ・大沼芳乃▽準優勝：近松香・鈴木弥生 ▼女子ダブルス（3位トーナメント）：▽優勝：松山成江・鰐永伊都子

〈広告欄〉

夢実現を応援する青春の学舎

＜オープンスクール＞ 7月27日(土) 8月 3日(土)
8:30AMより本校にて 8月 4日(日) 8月27日(火)

※8月27日は部活動体験会 8:30AM～

霞ヶ浦高等学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. <http://www.kasumi.ed.jp>

輝く笑顔は充実の証

＜オープンスクール＞ 7月 6日(土)
10:00AMより本校にて 8月17日(土)

※本校ホームページ・電話・FAXよりお申し込み下さい。

霞南至健中学校

〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. <http://www.kananshiken.ed.jp>

お知らせ

Information

■保育料・児童クラブ負担金のコンビニ収納開始

平成25年6月(6月分納付書)から、保育料・児童クラブ負担金を今までの金融機関に加えて、コンビニエンスストアで納付できるようになりました。

バーコード付き納付書は、これまでの窓口納付に加えて、全国のココンビニエンスストアでも使用できることや、曜日や時間に制限されることなく、休日や夜間でも、いつでも手数料不要で納めることができます。ぜひご利用ください。

▼取り扱っているコンビニエンスストア

セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、サンクス、ミニストップ、ココストア、セイコーマート、エブリワン、くらしハウス、サークルK、コミュニティ・ストア、スパーク北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セーブオン、タイエー、デイリーヤマザキ、ハセガワストア、ポプラ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、M

MK(マルチメディアアキオスク)設置店(順不同)

※納付書裏面に記載されている金融機関の窓口でもこれまでもおり納めることができます

▼問合せ 児童福祉課・児童館
☎888-1111(167・168)

■町国際交流協会から

米国スーペリア市親善訪問団員募集

姉妹都市である米国スーペリア市に町親善訪問団を派遣することに伴い、訪問団員を募集します。

▼期間 8月19日(月)～26日(月)7泊8日

▼訪問先 米国スーペリア市(姉妹都市)・カナダ(バンフ・カルガリー)

▼応募資格 町内在住・在勤の人 ※町国際交流協会に未加入の人は会員登録が必要です

▼募集人数 15人(定員で締切)

▼負担金 一人約29万円(旅行代金・保険料等。ただし、燃油代による金額の変動あり)

●ホストファミリー募集

友好都市である中国柳州市から文化友好訪問団が8月に来町することに伴い、ホストファミリーを募集します。

▼期間 8月4日(日)午後～6日(火)午前中までの2泊3日

▼内容 ご家庭での宿泊・食事、滞在期間中のイベント会場への送迎など

▼ホームステイ予定者 成人男性4人・女性6人(夫婦3組)

▼その他 一部費用補助あり

▼申込方法 7月12日(金)までに、電話で左記に申し込む

▼問合せ 町国際交流協会事務局 ☎888-1111(292)
※火・金曜日の午前10時～午後4時

■「就職面接会」開催

▼期日 8月8日(木)

▼時間 午後1時30分～4時(受付・1時から)

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』2階

▼対象 ▲平成26年3月大学・短大・専門学校卒業予定者および既卒者(おおむね3年以上) ▼その他求職者

▼その他 詳細は、町ホームページ「就職面接会」で事前に確認することができます

▼問合せ 商工観光課 ☎888-1111(171)

■荒川沖・寺子線は景観形成道路です

町では、都市軸道路および国道125号バイパスを景観形成道路に指定しています。

荒川沖・寺子線の新規開通区間についても、景観形成道路として沿道景観形成基準が適用され、建築物や工作物の新築増築・改築・移転、屋外広告物の設置などの行為が届出制度・助成制度の対象となります。

詳細については、都市計画課窓口または町ホームページ「景観形成ガイドライン」をご参照ください。

▼問合せ 都市計画課 ☎888-1111(244・245)



〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

寝たきり
ゼロ作戦を
応援します

ご存知ですか？

健康保険で在宅マッサージが
受けられます！

ただいま無料体験
マッサージ受付中！
お気軽にどうぞ

お問合せ、ご相談などお気軽にご連絡ください。

所属：全国保険鍼灸連合会会員 茨城 NPO 全国鍼灸マッサージ協会会員

有限会社 **オリエンタル**

〒301-0041 茨城県龍ヶ崎市若柴町 2188-9 **マッサージ師募集**
TEL: 0297-65-0985 FAX: 0297-65-3323 携帯: 090-6548-4321

●龍ヶ崎事業所(オリエンタル治療院)
●稲敷事業所(オリエンタル稲敷)
●取手事業所(オリエンタル取手)

■ 収納課から

● 誤った納付をしないために

今年度から町県民税・固定資産税・都市計画税の納付書に、期別用の納付書のほかに全納用の納付書が1枚増えました(前納報奨金はつきません)。また、全納用と期別用の納付書はつづられない状態で届けられます。

6月に送付された町県民税については、全納を希望される場合は全納用納付書、期別ごとに納付される人は期別用納付書で納付してください。

ただし、納付期限が過ぎた全納用納付書は使用できませんので、期別用納付書での納付をお願いします。納付の際は二重納付を防止するため、また期別の順番を間違えないために、税目や期別を再度ご確認ください。なおコンビニエンスストアでは、納期限が過ぎた納付書、納付書1枚の金額が30万円以上の場合には納付することができません。その場合は、納付書裏面に記載されている納付場所での納付をお願いします。

● 町税等の納付催告書を送付しています

町では例年7月・12月の年2回、町税等に未納のある人に対して納付催告書を送付しています。催告書が届いた場合は、催告書に記載のある町税等が未納となっていますので、記載され

た指定期限までに納付してください。指定期限までに納付または連絡がない場合は、税負担の公平性を保つため、滞納処分を行う場合があります。

指定期限までの納付が難しい場合は、納税相談を随時受け付けていますので、電話連絡のうえ収納課までお越しください。なお、催告書が到達する前に納付済みのときは行き違いですのでご容赦ください。

● 問合せ 収納課 ☎ 888-1111 (147・148)

■ 町シルバー人材センターから

● 入会説明会開催

当センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人が対象(入会承認制)

● 期日 7月16日(火)

● 時間 午前10時～正午

● 場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館「さわやかセンター」別館)

● 「マイホームのミニ営繕」引き受けます

マイホームの床の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います

● 問合せ (公社) 町シルバー人材センター ☎ 888-12036

■ 平成25年度町事業仕分けを実施します

町が実施している事業を、その必要性や実施主体のあり方などについて、公開の場で第三者の視点から検証・議論を行う『事業仕分け』を実施します。1事業あたりの所要時間は約40分ですが、仕分け作業の進行によって多少ずれることもあります。町の事業をより多くの人に知っていただくため、どなたでも傍聴できますので、ぜひお越しください。

● 期日 7月13日(土) ※選挙の日程により変更となる場合があります

● 時間 午前9時～午後5時 ● 場所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」

● 問合せ 企画財政課行政改革推進係 ☎ 888-1111 (222)

▼ 対象事業および日程

開始時間	第1会場(2階大会議室)		第2会場(2階講座室)	
	事業名	担当課	事業名	担当課
午前	9時30分	ファミリーサポートセンター事業	児童福祉課	さわやかフェア事業
	10時15分	私立幼稚園奨励補助事業	学校教育課	企画財政課
	11時05分	一人暮らし高齢者『愛の定期便』事業	社会福祉課	自主防災組織育成事業
	11時50分	消防団機材管理事業	消防本部総務課	交通防災課
午後	1時30分	集会施設整備補助事業	消防本部総務課	不法投棄防止対策事業
	2時15分	成人式典事業	生涯学習課	景観形成事業
	3時05分	農業体験事業	農業委員会事務局	疾病予防事業
	3時50分	老朽排水施設更新事業	水道課	浄化槽設置補助事業
			町民運動会事業	国保年金課
				下水道課
				管財課
				生涯学習課

(広告欄)

5



サマージャンボ

●1等3億円
●前後賞…各1億円
1等・前後賞合わせて

発売期間/平成25年7月10日(水)～8月2日(金)まで 抽せん日/平成25年8月13日(火)

億円

同時発売

2000万サマ

●1等…2,000万円×450本
(発売総額270億円・9ユニットの場合)
★この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
★宝くじは、ぜひ茨城県内でご購入願います。

各1枚300円

宝くじに関するお問合せ/03-3535-9033[みずほ銀行] 公益財団法人 茨城県市町村振興協会

『まちのニュース・町長日記』6月



『予科練平和記念館 20 万人達成』

6月9日、予科練平和記念館の入館者数が20万人を達成いたしました。

20万人目のお客さまは、古河市在住の加藤空ノ輔君(8歳)です。妹の向日葵(ひまわり)さん(5歳)、美浦村在住のおじいさん、おばあさん(加藤さんご夫妻)と一緒に予科練平和記念館を見に来てくれました。

平成22年2月の開館から3年4か月ほどで20万人を達成したことは、予科練平和記念館運営協議会委員や歴史調査委員会委員の皆さんをはじめ、企画展などにご協力いただいた関係者のご尽力のおかげであります。

今後も、予科練の貴重な歴史を保存・展示するとともに、命の尊さや平和の大切さを伝えてまいりたいと思います。

阿見町長 天田富司男



●定例相談●

人権相談／行政相談 日時:7月4日(木)・8月1日(木)

午前10時～午後3時／場所:役場3階305会議室

問い合わせ 総務課 ☎888-1111(215)

子育て相談 電話・来所相談:月～金曜日午前9時～

午後4時／場所:中郷保育所内／訪問相談:随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

教育相談 日時:火～金曜日午前9時～午後3時／

場所:図書館となり

問い合わせ 教育相談センター ☎888-1225

心配ごと相談 日時:水曜日午後1時～4時／**弁護士**

相談:月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談で要予約)／場所:総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

高齢者総合相談 日時:月～金曜日午前8時30分～

午後5時15分／場所:町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

消費者相談 日時:月～金曜日午前9時～正午、午後

1時～4時／場所:役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

交通事故相談 日時:月～金曜日午前9時～正午、午

後1時～4時45分／**弁護士相談**:水曜日午後1時～

4時[要予約]／場所:県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●人口と世帯●

●総人口 47,630人 (+ 32) ▽6月1日現在

●男性 23,599人 (+ 20) ▽常住人口ベース

●女性 24,031人 (+ 12) ▽()内は前月比

●世帯数 18,408世帯 (+ 45) ▽総務課調べ

7月の納税等

固定資産税(2期)

後期高齢者医療保険料(1期)

納期限 7月31日(水)

8月の納税等

町・県民税(2期)

国民健康保険税(3期)

後期高齢者医療保険料(2期)

介護保険料(3期)

納期限 9月2日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

交通事故発生状況 5月(前月比)

消防本部調べ	軽	傷	13人(－ 5)	
出場件数	20件(－ 5)	中	傷	2人(－ 7)
		重	傷	4人(+ 3)
※救急車の適正な利用を	死	亡	0人(± 0)	
お願いします	合	計	19人(－ 9)	

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店